

可美公園 運動場 利用申込書

記入日： 年 月 日

まつぼっくりカード番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	—	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
登録名	<input type="text"/>								

まつぼっくりカードがない方は、ご記入ください

団体名	<input type="text"/>
氏名（代表者）	<input type="text"/>
住所	〒 <input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>
利用区分	高校生以下 ・ 一般 ・ 70歳以上 ・ 障がい者

利用日	利用場所・面 ※○をつけてください			利用区分 ※○をつけてください		延べ利用人数 (観客含む)
月 日 ()	野球場	1		9:00~11:00	11:00~13:00	
		2				
	テニス場	1		13:00~15:00	15:00~17:00	
		2				
	サッカー場			17:00~19:00	19:00~21:00	
	月 日 ()	野球場	1		9:00~11:00	
2						
テニス場		1		13:00~15:00	15:00~17:00	
		2				
サッカー場				17:00~19:00	19:00~21:00	
月 日 ()		野球場	1		9:00~11:00	11:00~13:00
	2					
	テニス場	1		13:00~15:00	15:00~17:00	
		2				
	サッカー場			17:00~19:00	19:00~21:00	

サッカー場：5～8月（夏季営業）9：00～19：00

都市公園条例抜粋(行為の制限)第3条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。(2) 業として写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影その他これらに類する行為をすること。(3) 興行を行うこと。(4) 都市公園の全部又は一部を独占して、展示会、博覧会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

※公園内での金品等の授受は、市及び指定管理者は責任を負いかねます。